CONFIDENTIAL

福島市農山村漁村再生可能エネルギー法協議会　御中

現場視察における指摘事項のご回答

2021年5月

松川水原太陽光発電事業合同会社

１．4/26現場視察で頂いているご指摘について

4/26に松川水原エリアの地区代表者様13名に現地視察を開催しました。
その際に再エネ協議会と異なる工事となっているのではとの指摘を以下の2点頂きました。

１．地面を25~50cmまでしか掘らないと説明があったがそれ以上掘って土を動かしている。
２．切った木は盤面保護のため、現場に敷き詰める計画と聞いていたが、一部バイオ燃料にしている。

また、その後の質問として、
３．造成計画が再エネ協議会の図面通りに進んでいるか

3点に関する回答を致します。

2．対象となる協議会議事録（指摘１）

指摘1に関連する再エネ協議会議事録

〔事業者〕
資料３「造成計画図」を用いて説明。
可能な限りパネルは切り盛りをしないところに立てる。切り盛り両方加え、土地の広さで平均すると５０ｃｍになる。２５ｃｍ分切って、２５ｃｍ分盛って５０ｃｍ。埋め戻しても、少しでも動かしたら計算に入れている。
調整池については、河川課と協議し、おおむね合意しているものがあるため、おそらくは次の協議会までに図面に調整池を入れこんで説明できると思う。
〔委　員〕
再エネ法対象ではない森林区域は山になっており、削らずにはパネルは設置できないと思う。
〔事業者〕
森林区域は木を切って整地するだけである。
〔委　員〕
パネルを設置するのにポールを立てると思うが、そこに根があれば掘り起こす必要がある。再エネ法対象区域は木がそれほど生えていないが、森林の方は掘らなければならない。
〔事業者〕
木が生い茂っている部分はすべて抜根する。その上にポールを立て、パネルを設置し、最後に種子を吹き付ける。立体的に分析した上では、森林区域は表面を削るだけでパネルを設置できる。大規模に削るとまた水みちになってしまう。
〔委　員〕
森林区域は木が多く、根も太いため、抜根しなければパネルは立たない。

第二回再エネ協議会議事録抜粋

→切土盛土について土地の広さで平均すると50cmと説明。切土盛土の他、伐根を行うことも説明しております。

3．対象となる協議会議事録（指摘2）

指摘1に関連する再エネ協議会議事録

〔事業者〕
パネルをはる事業地内は、基本的に木は伐採・抜根する。外には一切出さないことになっているため、伐採材はチップ化し、事業地内に薄く蒔く。色が付いている事業地内は、木がなくなると思ってもらって良い。色のついていないパネルだけはっているところは、木を切れば杭を打ってパネルが整地できるが、色が付いているところは、少しでも日当たりを良くするため、薄く切り盛りするのが基本。

第二回再エネ協議会議事録抜粋

→場外搬出しないと説明しております。指摘後、速やかに場外搬出を停止しております。
工事会社にも防災対策としてチップ化して撒くよう指示しておりましたが、工事会社は必要量撒けば、必ずしもすべてチップ化して撒く必要はないと解釈していたようでした。事業者-工事会社の情報連携不足からこのような事態となり申し訳ございません。
また場外搬出された木については全体の6.25%以下にとどまっております。

４．造成計画が再エネ協議会の図面通りに進んでいるか（指摘３）

提出資料のとおり、盛土を計画していた場所であり、盛土の上にパネルを設置する計画であります。パネルが設置できるよう盛土をしていたところを現場視察でご確認頂いたという理解であり、計画外工事ではございません。

非公開